



制定日 2010/09/29

改定日 2023/02/08

## 安全データシート (SDS)

### 1. 製品および会社情報

製品名 : クリントールFC  
 製品の種類 : 粘着ゴムロール用クリーニング溶剤(クリーンダッシュロール専用)  
 会社名 : テクノロール株式会社  
 所在地 : 〒594-1144 大阪府和泉市テクノステージ3-4-5  
 担当部門 : ケミカル技術部  
 電話番号 : 0725(53)3933  
 FAX 番号 : 0725(53)3922  
 E-Mail : info@technoroll.co.jp  
 管理番号 : No. MD-CTFC04

### 2. 危険有害性の要約

#### <GHS分類>

物理化学的危険性	引火性液体	区分2
健康に対する有害性	急性毒性 (吸入:蒸気)	区分4
	皮膚腐食性・刺激性	区分2
	眼に対する重篤な損傷性・眼刺激性	区分2
	特定標的臓器毒性 (単回ばく露)	区分2 (血管系) 区分3 (気道刺激性、麻酔作用)
環境に対する有害性	水生環境有害性 短期 (急性)	区分2

\*記載のないものは「区分に該当しない」、又は「分類できない」

&lt;国/地域情報&gt; なし

#### <GHSラベル要素>

絵表示



注意喚起語

危険有害性情報

危険

引火性の高い液体及び蒸気 (H225)  
 吸入すると有害 (H332)  
 呼吸器への刺激のおそれ (H335)  
 強い眼刺激 (H319)  
 皮膚刺激 (H315)  
 血管系の障害のおそれ (H371)  
 眠気またはめまいのおそれ (H336)  
 水生生物に毒性 (H401)

環境に対する有害性

#### <注意書き>

安全対策

この製品を使用する時に、飲食または喫煙をしないこと。(P270)  
 熱、高温のもの、火花、裸火および他の着火源から遠ざけること。禁煙。(P210)  
 容器を密閉しておくこと。(P233)  
 容器を接地しアースを取ること。(P240)  
 防爆型の電気/換気/照明機器を使用すること。(P241)  
 火花を発生させない工具を使用すること。(P242)  
 静電気放電に対する予防措置を講ずること。(P243)  
 保護手袋/保護衣/保護眼鏡/保護面を着用すること。(P280)  
 粉じん/煙/ガス/ミスト/蒸気/スプレーを吸入しないこと。(P260)  
 取扱い後はよく手を洗うこと。(P264)  
 屋外または換気の良い場所でのみ使用すること。(P271)  
 環境への放出を避けること。(P273)

- 応急措置**
- 吸入した場合：空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。(P304+P340)
  - 眼に入った場合：水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。(P305+P351+P338)
  - 眼の刺激が続く場合：医師の診察/手当を受けること。(P337+P313)
  - 皮膚（または髪）に付着した場合：直ちに汚染された衣類をすべて脱ぐこと。皮膚を流水（またはシャワー）で洗うこと。(P303+P361+P353)
  - 皮膚に付着した場合：多量の水と石鹸で洗うこと。(P302+P352)
  - 皮膚刺激が生じた場合：医師の診察/手当を受けること。(P332+P313)
  - 汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯をすること。(P362+P364)
  - 火災の場合：消火するために指定する適切な手段をとること。(P370+P378)
  - ばく露またはばく露の懸念がある場合：医師に連絡すること。(P308+P311)
  - 気分が悪い時は医師/所管官庁が指定する緊急処置に関する情報源に連絡すること。(P312)
  - 特別な処置が必要である(このラベルの応急措置を参照)。(P321)
- 保管**
- 容器を密閉しておくこと。(P233)
  - 換気の良い場所で保管すること。涼しいところに置くこと。(P403+P235)
  - 施錠して保管すること。(P405)
- 廃棄**
- 内容物/容器を国、都道府県又は市町村の規則に従って廃棄すること。(P501)

### 3. 組成および成分情報

単一製品・混合物の区別 : 混合物

化学名/成分	化学式	CAS No.	官報公示整理番号	含有率(wt%)
アルキルエステル系溶剤	-	-	-	90 ~ 70
脂環式炭化水素系溶剤	-	-	-	30 ~ 10
安定剤	-	-	-	1 未満

### 4. 応急措置

- 吸入した場合** :
- 気分が悪い時は医師に連絡する。すぐには何も症状が認められなくても、必ず医師の診察を受ける。直ちに医療措置を受ける手配をすること。
  - 空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させ、体を毛布などでおおい、保温して安静を保つ。
  - 呼吸していて嘔吐がある場合は頭を横向きにする。呼吸が弱い場合は人工呼吸を行う。
  - 呼吸が止まっている場合は、衣類をゆるめ、呼吸器洞を確保した上で人工呼吸を行う。
  - 付き添いをおき、一人にしてはならない。
  - 意識のない被災者には何も飲み物を与えてはならない。
  - 汚染された衣類や保護具を取り除き、救助者が有害物質に触れないよう手袋を使用するなど注意する。
- 皮膚に付着した場合** :
- 汚染された衣類、靴などを速やかに脱ぎ捨てる。必要であれば切断する。
  - 製品に触れた部分を水または微温湯を流しながら洗浄する。石鹸を使ってよく落とす。
  - 外観に変化が見られたり、痛みが続く場合は直ちに医療措置を受ける手配をすること。皮膚刺激が生じた場合、医師の診察/手当を受ける。
  - この製品は揮発性なので、蒸気を吸入しないよう注意する。
  - この製品は引火性なので、火気に注意して措置する。
- 眼に入った場合** :
- 水で数分間、注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。
  - 洗眼の際、まぶたを指でよく開いて、眼球、まぶたの隅々まで水がよく行きわたるように洗浄する。直ちに医師の診察/手当を受けること。
  - すぐに痛みがなく視力に影響がなくても障害が遅れて現れることがあるので、必ず医師の診察を受ける。目の刺激が続く場合は、医師の診察/手当を受ける。
- 飲み込んだ場合** :
- 直ちに医師に連絡する。水でよく口の中を洗浄する。
  - 被災者に意識がない場合には、口からものを与えたり、吐かせようとしてはいけない。
  - 嘔吐が自然に起きた時は、気道への吸入が起きないように体を傾斜させる。
  - 酒類、医薬、お茶又はコーヒー等の興奮剤を与えてはならない。
  - 体を毛布などでおおい、保温して安静に保つ。付き添いをおき、一人にしてはならない。
  - 呼吸が止まっている場合は衣類をゆるめ、呼吸器洞を確保した上で人工呼吸を行うが、その前に口の中に残っているものをぬぐったりしてよく除去する。

- 急性症状及び遅発性症状の最も重要な徴候症状 : 吸入：咽頭痛、咳、吐き気、頭痛、めまい、脱力感、嗜眠。  
皮膚：発赤、皮膚の乾燥。  
眼：充血。  
許容濃度を超えてばく露すると、意識低下を引き起こすことがある。
- 応急処置をする者の保護 : この製品は揮発性なので、蒸気を吸入しないように注意する。  
救助者は保護手袋、保護眼鏡など、状況に応じて適切な保護具を着用する。
- 医師に対する注意事項 : 本製品のガスを吸入したものの、飲み込んだものは、安静にさせその経過を観察しなければならない。

## 5. 火災時の措置

- 消火剤 : 小火災：粉末消火薬剤、水溶性液体用泡消火剤、二酸化炭素、乾燥砂類  
大火災：粉末消火薬剤、水溶性液体用泡消火薬剤
- 使ってはならない消火剤 : 棒状注水
- 特有の消火方法 : 消火作業は風上から行う。火災発生場所の周辺に関係者以外の立ち入りを禁止する。  
関係者以外は安全な場所に退去させる。周囲の設備等の輻射熱による温度上昇を防止するため、水噴霧により周辺を冷却する。消火のための薬剤等により、環境に影響を及ぼす物質が流出しないよう適切な措置を行う。燃焼源の供給を速やかに止める。未燃焼で漏出したガスは、水噴霧又はスチームによって拡散させ、爆発を防止する。
- 火災時の特有危険有害性 : 燃焼の際は黒煙、一酸化炭素等が生成される。
- 消火を行う者の保護 : 消火作業の際は空気呼吸器、化学用保護衣および適切な保護具（手袋、眼鏡、マスク）を着用する。  
区域より退避させ、爆発の危険性に応じ、離れた場所から消火すること。消火作業の際は、風上から行い、有毒なガスの吸入を避ける。状況に応じて呼吸用保護具を着用する。

## 6. 漏出時の措置

- 人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置 : 屋内の場合、処理が終わるまで十分に換気を行う。漏出した場所の周辺に、ロープを張るなどして関係者以外の立ち入りを禁止する。多量の場合、人を安全に退避させる。  
風上から作業し、風下の人を退避させる。作業の際には保護具「8. ばく露防止及び保護措置参照」を着用し、飛沫等が皮膚に付着したり、ガスを吸入しないようにする。着火した場合に備えて、消火用器材を準備する。こぼれた場所は滑りやすいため注意する。
- 環境に対する注意事項 : 流出した製品が河川等に排出され、環境への影響を起さないように注意する。  
悪臭又は刺激臭が強いので、周辺住民に漏洩の生じたことを通報する等の適切な措置を行う。  
漏出物を直接に河川や下水に流してはいけない。
- 封じ込め及び浄化の方法及び機材 : 火気、換気等に十分注意して、蒸発、拡散させる。少量の場合には乾燥砂、土、おがくず、ウエス等に吸収させて、密閉できる容器に回収する。大量の場合は盛土で囲って流出を防止し、安全な場所に導いてから処理する。回収後の少量の残留物はウエス、雑巾等でよく拭き取る。水上に流出した場合は吸収材（油吸着マット等）を使用して回収する。
- 回収、中和 : 少量の場合、乾燥土、砂や不燃材料で吸収し、あるいは覆って密閉できる空容器に回収する。  
少量の場合、吸収したものを集めるとき、清潔な帯電防止工具を用いる。  
大量の場合、盛土で囲って流出を防止し、安全な場所に導いて回収する。  
大量の場合、散水は、蒸気濃度を低下させる。しかし、密閉された場所では燃焼を抑えることが出来ないおそれがある。
- 二次災害の防止策 : 付近の着火源となるものを速やかに除くとともに消火剤を準備する。火花を発生しない安全な用具を使用する。

## 7. 取扱および保管上の注意

- 取扱い
- 技術的対策 : 「8. ばく露防止及び保護措置」に記載の設備対策を行い、保護具を着用する。  
取扱い場所の近くに、緊急時に洗眼及び身体洗浄を行うための設備を設置する。  
防爆型の電気機器、換気装置、照明機器を使用すること。  
静電気対策のために、装置、機器等の接地を確実にを行う等、静電気放電に対する予防措置を講ずること。
- 局所排気・全体排気 : 「8. ばく露防止及び保護措置」に記載の局所排気、全体換気を行なう。
- 安全取扱注意事項 : 労働安全衛生法及び関連法令に定められた事項を遵守し、取扱い・保管する事。  
取扱い場所には、関係者以外の立ち入りを禁止し、局所排気装置又はプッシュプル型換気装置のある場所で取扱う。

漏れ、あふれ、飛散しないようにし、発散した蒸気を吸い込まないようにする。  
 屋外での取扱いは、できるだけ風上から作業する。  
 眼、皮膚、衣類に付けないこと。  
 周辺での高温物、スパーク、火気の使用を禁止する。  
 熱、火花、裸火、高温のもののような着火源から遠ざけること。禁煙  
 加熱したり、摩擦、衝撃を与えない。工具は火花防止型のものを用いる。  
 内圧があるので、栓を少し開いて内圧を除いた後に容器を開く。  
 容器及び受器を接地し、取扱いの都度、容器を密閉する。  
 容器を転倒、落下させ、衝撃を加え、又は引きずる等の乱暴な取扱いをしてはならない。  
 「10. 安定性及び反応性」を参照。

- 接触回避 : 「10. 安定性及び反応性」を参照。
- 保管
- 安全な保管条件 : 保管場所は耐火構造とし、屋根を不燃材料で作し、天井を設けない。  
 保管場所の床は、床面に水が浸入・浸透しない構造とする。  
 保管場所には、必要な採光、照明及び換気の設定を設ける。  
 消防法危険物(第4類)に該当するので非危険物及び1類及び6類と同一場所に貯蔵しないこと。  
 「10. 安定性及び反応性」混触危険物質との保管は避ける。  
 通風をよくし、蒸気が滞留しないようにする。  
 換気のよい場所で容器を密閉し保管する。  
 日光から遮断すること。  
 熱、火花、裸火、高温のもののような着火源から遠ざけること。  
 食品や飲料から離して保管する。  
 屋内貯蔵所を原則とする。
- 保管条件 : 熱、火花、裸火のような着火源から離して保管すること。禁煙。  
 酸化剤から離して保管する。  
 容器は直射日光や火気を避けること。  
 容器を密閉して換気のよい冷所で保管すること。  
 施錠して保管すること。
- 安全な容器包装材料 : 貯蔵タンク等設備は、ステンレス鋼(SUS 304)が最適。  
 消防法及び国連輸送法規で規定されている容器を使用する。
- 混触禁止物質 : 「10. 安定性及び反応性」を参照。

## 8. 暴露防止及び保護措置

- 管理濃度 : (作業環境評価基準 1995) 200ppm 酢酸エチル
- 許容濃度 : 日本産業衛生学会(2020年版) 200ppm 720 mg/m<sup>3</sup> 酢酸エチル  
 ACGIH(2020年版) TLV-TWA 400ppm 酢酸エチル  
 日本産業衛生学会(2020年版) 150ppm 520mg/m<sup>3</sup> シクロヘキサン  
 ACGIH(2020年版) TLV-TWA 100ppm シクロヘキサン
- 設備対策 : 製造業者が指定する防暴の電気・換気・照明機器を使用すること。  
 静電気放電に対する予防措置を講ずること。  
 この物質を貯蔵ないし取り扱う作業場には洗眼器と安全シャワーを設置すること。  
 空気中の濃度を暴露限度以下に保つために廃棄用の換気を行うこと。  
 高熱工程でミストが発生するときは、空気汚染物質を管理濃度以下に保つために換気装置を設置する。
- 保護具
- 呼吸用保護具 : 有機ガス用防毒マスク、自給式空気呼吸器、空気呼吸器、酸素呼吸器、送気マスク
- 手の保護具 : 耐溶剤性のゴム手袋(不浸透性)
- 眼の保護具 : 側板付き安全眼鏡
- 皮膚及び身体の保護具 : 耐溶剤性の保護衣、保護長靴、保護前掛け
- 適切な衛生対策 : 取扱い後はよく手を洗うこと。

## 9. 物理的及び化学的性質

- 形状 : 液体
- 色 : 無色透明
- 臭い : エステル臭
- 沸点(初留点) : データなし
- 蒸気圧 : データなし

比重	:	0.8675 (20°C)
溶解度 (水)	:	水に難溶
引火点	:	-5.0°C (タグ密閉式)
発火点	:	295°C以上
爆発限界	:	データなし
可燃性	:	引火しやすい
発火性	:	なし
酸化性	:	なし
自己反応性	:	なし

## 1 0. 安定性及び反応性

安定性	:	法規制に従った保管及び取扱いにおいては安定と考えられる。 熱に不安定。加熱すると激しく燃焼、爆発することがある。
危険有害反応可能性	:	紫外線、塩基、酸の影響下で分解する。
反応性	:	強酸化剤と反応し、火災や爆発の危険をもたらす。 紫外線、高温、強塩基及び強酸化剤、強アルカリとの接触回避。 ゴム及びアルミニウム、プラスチックを侵す。
避けるべき条件	:	加熱、高温、混触危険物質との接触
混触危険物質	:	強力な酸化剤、塩基、強酸。
危険有害な分解生成物	:	データなし。

## 1 1. 有害性情報

急性毒性 吸入；蒸気	:	ATEmixが10.0<計算値≤20.0mg/lのため、区分4に該当。
皮膚腐食性／刺激性	:	区分2の成分合計が濃度限界(10%)以上のため、区分2に該当。
眼に対する重篤な損傷性／ 眼刺激性	:	眼区分2の成分合計が20%であり、濃度限界(10%)以上のため、区分2に該当。
特定標的臓器毒性 (単回ばく露)	:	区分2(血管系)の成分合計が濃度限界(20%)以上のため、区分3(気道刺激性)に該当。 区分3(気道刺激性)(麻醉作用)の成分合計がそれぞれ濃度限界(20%)以上のため、区分3(気道刺激性)(麻醉作用)に該当。

## 1 2. 環境影響情報

生態毒性 水生環境有害 性 短期(急性)	:	加算法より(毒性乗率×10×区分1)+区分2が100%であり、濃度限界(25%)以上のため、 区分2に該当。
水生環境有害 性 長期(慢性)	:	区分に該当しない。
残留性・分解性	:	データなし
生体蓄積性 (BCF)	:	データなし
土壤中の移動性	:	データなし
オゾン層への有害性	:	データ不足の為、分類できない

## 1 3. 廃棄上の注意

残余廃棄物	:	廃棄においては、関連法規ならびに地方自治体の基準に従うこと。 都道府県知事などの許可を受けた産業廃棄物処理業者、もしくは地方公共団体がその 処理を行っている場合にはそこに委託して処理する。 廃棄物の処理を委託する場合、処理業者等に危険性、有害性を十分告知の上処理を委 託する。
汚染容器及び包装	:	容器は清浄にしてリサイクルするか、関連法規ならびに地方自治体の基準に従って適 切な処分を行う。 空容器を廃棄する場合は、内容物を完全に除去すること。

## 1 4. 輸送上の注意

国際規制		
海上輸送	:	IMOの規定に従う。
航空輸送	:	ICAO/IATAの規定に従う。
国連番号	:	1173
品名	:	その他引火性液体 (他の危険性を有しないもの)
等級	:	3

容器等級	:	II
国内規制		
陸上輸送	:	消防法、労働安全衛生法に定められている運送方法に従う。
海上輸送	:	船舶安全法に定めるところに従う。
航空輸送	:	航空法に定めるところに従う。
指針番号		129
注意事項	:	混載禁止。 堅牢で容易に変形、破損しない容器に入れて輸送する。輸送に際しては、直射日光を避け、容器の液漏れの無いことを確かめ荷崩れの防止を確実にを行う他、当データシートの取扱い、保管上の注意事項を参照する。

## 1.5. 適用法令

労働安全衛生法令		
危険物	:	施行令別表第1第4号「危険物・引火性のもの」 混合物
通知対象物質	:	名称等を通知すべき危険物及び有害物（法第57条の2、施行令第18条の2第1号、第2号別表第9）酢酸エチル、シクロヘキサン
表示対象物質	:	名称等を表示すべき危険物及び有害物（法第57条第1項、施行令第18条第1号、第2号別表第9）酢酸エチル、シクロヘキサン
有機溶剤中毒予防規則	:	第2種有機溶剤等 酢酸エチル
作業環境評価基準		管理濃度 200ppm（安衛法第65条の2第1項） 酢酸エチル
通知対象物質について	:	リスクアセスメントを実施すべき危険有害物（安衛法第57条の3、第34条）
事業者が行うべき調査等		酢酸エチル
毒物及び劇物取締法	:	指定令第2条、政令番号30の3（劇物）を含む 酢酸エチル
消防法	:	危険物第4類引火性液体 第一石油類 非水溶性液体 危険等級II
化学物質管理促進法	:	第一種指定化学物質 シクロヘキサン（2023年4月1日より有効）
(PRTR 制度)		
化審法	:	法第2条第5項 優先評価化学物質 シクロヘキサン
海洋汚染防止法	:	施行令別表第1（有害液体物質 Z 類物質）酢酸エチル （有害液体物質 Y 類物質）シクロヘキサン
船舶安全法	:	危規則第3条危険物質告示別表第1（引火性液体類）
航空法	:	施行規則第194条危険物告示別表第1（引火性液体）
外国為替および外国貿易法	:	輸出貿易管理令 別表第1 16項 キャッチオール規制対象物質 混合物
労働基準法	:	疾病化学物質（労基法第75条第2項、労基則第35条、別表第1の2第4号1・昭53労告36号）酢酸エチル
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	:	特別管理産業廃棄物（廃油）混合物
悪臭防止法	:	第2条第1項（特定悪臭物質）酢酸エチル

## 1.6. その他の情報

荷姿	:	18L 金属缶容器入り
注釈	:	この製品データは一般的な情報および経験に基づき得られたものですが、本製品のもつ特性に関しての品質保証を意味するものではありません。危険、有害性の評価は必ずしも充分ではないので、取扱いには充分注意して下さい。また、記載事項は当製品についての通常取扱いを対象としたものであり、それ以外についてはご使用者の責任において安全対策を実施の上、お取り扱い願います。 本 SDS は JIS Z7252/7253:2019 に準拠して作成しています。